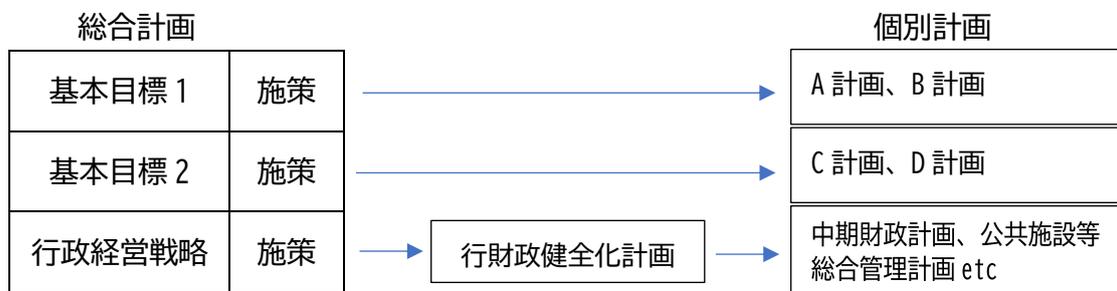


糸島市行財政健全化計画の今後の方針

1. 行財政健全化計画の位置づけ

- 行財政健全化計画は、総合計画の行政経営戦略の行動計画と位置付けており、施策実現のため具体的取組を示し、その進捗管理を毎年実施しているところです。
- また、行財政健全化計画には、中期財政計画や公共施設等総合管理計画、定員適正化計画が紐づいており、これら個別計画の見直しが行われた際に、行財政健全化計画も併せて改訂してきました。なお、総合計画と各個別計画をまとめる中間的な個別（行動）計画は他に存在しません。

◇第2次長期総合計画前期基本計画における行財政健全化計画の位置づけ



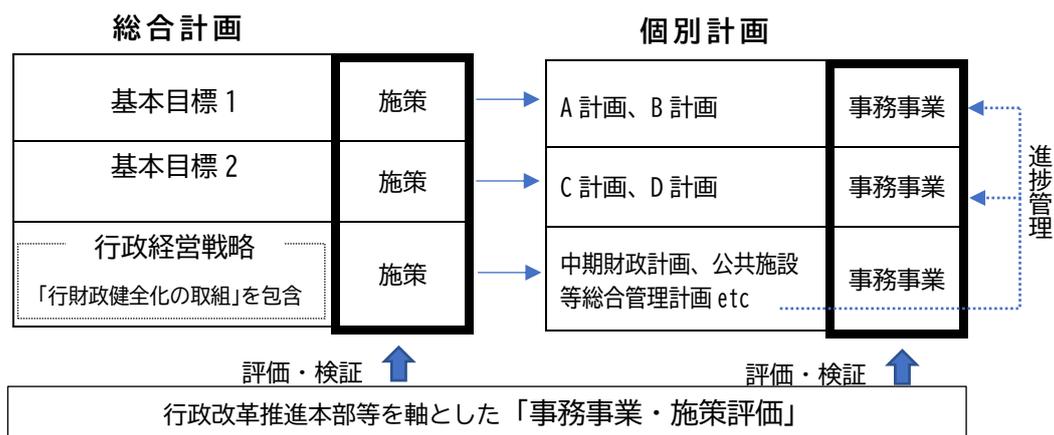
2. これまでの課題

- 前期基本計画では行政経営戦略の着実な実行のため、19の目標達成指標を設定し、その進捗管理を実施してきました。なお、後期基本計画においても、同様に、事務事業・施策評価等で目標達成指標の進捗管理を行うこととしています。
- それに加え、行財政健全化計画において、36の具体的取組を示し、その進捗管理を行ってきましたが、行政経営戦略の19の目標達成指標と約4割の取組が重複して計上されています。
- また、残る6割の具体的取組についても、中期財政計画や公共施設等総合管理計画などの個別計画で設定されている目標達成指標に包含、類似しており、効率性の視点からも課題がありました。

3. 行財政健全化計画の今後の方針と推進体制

- 今後の方針として、行財政健全化計画の計画年度が令和7年度で終了することに伴い、新たな計画は策定しないこととします。
- 後期基本計画の行政経営戦略に行財政健全化の取組が含まれていることから、令和8年度以降においても、事務事業・施策評価を活用し、行政経営戦略の施策を着実に推進していきます。
- また、後期基本計画に掲げる全ての施策については、事務事業・施策評価の活用と、中期財政計画や公共施設等総合管理計画、定員適正化計画などの個別計画の進捗管理によって、各施策を着実に推進することができます。
- なお、各施策を効果的・効率的に推進するための推進体制として、これまで同様、行政改革推進本部を位置付けるとともに、総合計画審議会や行政改革推進委員会において、事務事業の取組成果や施策の目標達成指標の進捗状況を踏まえた施策、事務事業の評価・検証を、引き続き実施していきます。

◇行財政健全化のための施策の推進体制



◇事務事業・施策評価を起点とした PDCA サイクルの手順

